

土木設計業務等委託必携及び土木設計業務等委託監督・検査諸規程の改正内容

I 土木設計業務等委託必携の改正について

土木設計業務等委託必携（以下「必携」という。）は、土木設計業務等に係る業務委託契約書及び設計書の内容について、統一的な解釈及び適用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

本市においては、国土交通省近畿地方整備局の必携に準拠した内容で平成 20 年 6 月に改正し、平成 24 年 7 月に提出様式を一部改訂したところであるが、今回は、平成 24 年 4 月に改正された国土交通省近畿地方整備局の必携に準拠して、次の内容について改定するものである。

（主な改正内容）

1 測量、地質・土質調査及び土木設計業務等共通仕様書

- ・ 受注者の義務、個人情報取り扱い、行政情報流出防止対策の強化、環境配慮の条件、の条項を追加
- ・ 用語の定義、守秘義務、等の条項に追記
- ・ 土木設計業務等共通仕様書第 1108 条 5 項に、照査に関する事項を特記仕様書に記す旨を追記

※ なお、成果物の品質確保に向けた取組の一環として、これまでの詳細設計照査要領に基づく照査に加えて、国土交通省近畿地方整備局が定めた設計点検シートを使用した照査を試行的に行う予定です。

2 測量及び地質・土質調査業務等関係提出書類の様式、設計業務委託関係提出書類の様式

- ・ 各様式の「業務名」、「委託場所」を「委託業務名」、「履行場所」に修正

II 土木設計業務等委託監督・検査諸規程

土木設計業務等委託監督・検査諸規程（以下「検査諸規定」という。）は、委託にかかる土木設計業務等委託の監督・検査に必要な事項を定め、もって業務委託の適正な履行の確保を図り、業務に関する技術水準の向上に資するためのものである。

本市においては、国土交通省近畿地方整備局の必携に基づいた内容で平成 24 年 7 月に改訂したところであるが、今回は、土木設計業務等委託必携の改正に合わせて修正するものである。

（主な改正内容）

1 業務等委託関係書類

- ・ 各様式の「業務名」、「委託場所」を「委託業務名」、「履行場所」に修正
- ・ 土木設計業務等委託必携の改正に合わせて、各様式の条項番号等を修正
- ・ 様式 43-1～3B の検査官の所見欄を削除
- ・ 様式 46 に委託（下請負）承諾書を追加

ホームページでの閲覧（平成25年3月下旬から閲覧可）

必携及び検査諸規程は、紙媒体による図書の発行は行いません。

監理検査課のインターネットホームページからダウンロードして使用してください。

都市トップページ>市の組織>建設局>各課の窓口>監理検査課>土木工事の検査等>土木工事の検査

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000098330.html>

※各様式のデータはイントラネットで御利用頂けます。

各課のページ>監理検査課>検査

<http://web.city.kyoto.jp/org0031/>

適 用

必携及び検査諸規程は、平成25年4月1日以降に契約を締結する委託業務等について適用します。